

# 令和4年度 新型コロナウイルス感染症の影響による 介護保険料の減免の手続きに関するお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者が亡くなられた、または重篤な傷病を負った方や事業収入（営業・農業）、不動産収入、山林収入、給与収入（以下「事業収入等」という。）が前年と比較して30%以上の減少が見込まれる方は、介護保険料（以下「保険料」という。）の減免の対象となる可能性があります。以下の内容をよくお読みになり、減免の対象となりそうな方は、必要書類（「5 ご提出いただく書類」参照）をご提出してください。なお、必ずしも介護保険料が減免となるものではありません。

※世帯の主たる生計維持者とは、世帯の生計を主として維持する者であり、保険料減免を受ける被保険者と同一世帯であることが原則です。

なお、令和3年度保険料（「1 減免の対象となる保険料」参照）について、やむを得ない理由により申請ができなかった方も申請を受付いたします。

## 1 減免の対象となる保険料

- 令和4年度保険料  
4月期から3月期まで（特別徴収の場合は1期から6期）
- 令和3年度保険料  
4月期から3月期まで（特別徴収の場合は1期から6期）

## 2 令和4年度保険料減免の対象となる方

※「令和3年度保険料減免の対象」については、以下のとおり読み替えてください。

令和4年 → 令和3年

令和3年 → 令和2年

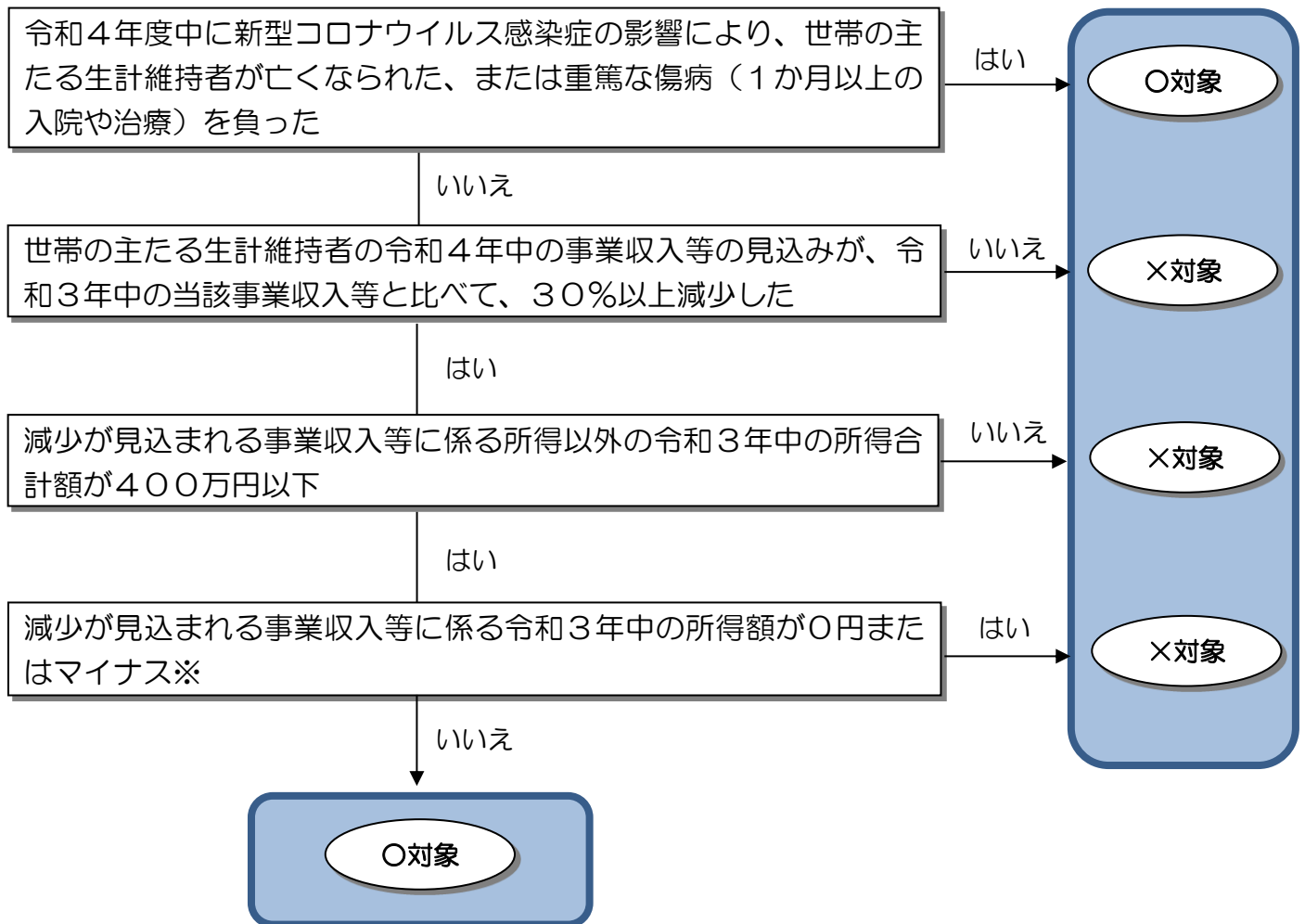
- (1) 令和4年度中に新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者が亡くなられた、または重篤な傷病（1か月以上の入院や治療）を負った方
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれ、以下3つの要件に該当する方
  - ①令和4年中の事業収入等のいずれかの減少額が、令和3年中の当該事業収入等（国や都道府県から支給される課税対象となる各種給付金を除いた額）の額の30%以上であること
  - ②減少が見込まれる事業収入等に係る所得以外の令和3年中の所得の合計額が400万円以下であること
  - ③減少が見込まれる事業収入等に係る令和3年中の所得が0円またはマイナスでないことおよび令和3年中の合計所得金額が0円でないこと

### 3 令和4年度保険料減免判定の流れ

※「令和3年度保険料減免判定」については、以下のとおり読み替えてください。

令和4年 → 令和3年

令和3年 → 令和2年



※事業収入等が30%以上減少していても、令和3年中の当該事業所得額が0円またはマイナスの方（例1）や損益通算後の令和3年中の合計所得金額が0円の方（例2）は、**当該所得額を含まず保険料を算定しているため減免とはなりません。**

例1) 令和3年：営業収入 5,000,000円      営業所得 0円  
 令和4年：営業収入 3,000,000円

営業収入が40%減少しているが、令和3年の営業所得が0円のため非該当。

例2) 令和3年：営業収入 2,000,000円      営業所得 1,000,000円  
 不動産収入 2,000,000円      不動産所得 -2,000,000円  
合計所得 0円

令和4年：営業収入 1,000,000円  
 不動産収入 1,000,000円

営業収入・不動産収入ともに50%減少しているが、損益通算後の令和3年の合計所得が0円となるため非該当。

## 4 減免額の計算方法

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者が亡くなられた、または重篤な傷病（1か月以上の入院や治療）を負った方は**保険料全額免除**
- (2) 世帯の主たる生計維持者の事業収入等が、前年の当該事業収入等と比べて、30%以上減少した方は以下の計算式で算出します。

$$\text{減免額} = \text{対象保険料額} (A \times B / C) \times \text{減免割合} (D)$$

### ①対象保険料額 (A×B/C)

A：当該第1号被保険者の年間保険料額

B：第1号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる事業収入等に係る前年中の所得額（減少が見込まれる事業収入等が2以上ある場合はその合計額）

C：第1号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の前年中の合計所得金額

### ②減免割合 (D)

- ・前年中の合計所得金額が210万円以下の場合　：対象保険料額全部
- ・前年中の合計所得金額が210万円を超える場合　：対象保険料額の80%

※世帯の主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合は、合計所得金額にかかわらず、対象保険料額全部となります。

### 合計所得金額とは

収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や社会保険料控除などの所得控除をする前の金額です。分離所得も含まれ、繰越損失がある場合は繰越控除前の金額をいいます。土地建物等の譲渡所得がある場合は、合計所得金額より特別控除額を除いた金額になります。平成30年度税制改正における給与所得控除・公的年金等控除の10万円引き下げ及び基礎控除の10万円引き上げを踏まえ、令和3年度より給与所得の金額及び公的年金等に係る所得の金額の合計額から10万円を控除しています。

## 5 ご提出いただく書類

- 令和4年度保険料については、令和3年中の収入と令和4年中の収入見込みを比較します。
- 令和3年度保険料については、令和2年中の収入と令和3年中の収入を比較します。

### 1 世田谷区介護保険料減額・免除申請書

- ※同一世帯に第1号被保険者が複数いる場合は、それぞれご提出ください。
- ※年度ごとにご提出いただく必要はありません。

### 2 収入申告書（世帯の主たる生計維持者の収入をご記入ください）

- 令和4年度分の申請の場合、令和4年中の確定・見込み金額をご記入ください。
- 令和3年度分の申請の場合、令和3年中の確定金額をご記入ください。
- ※令和3年度中に申請できなかった理由をご記入ください。

### 3 介護保険被保険者証または介護保険負担割合証のコピー

### 4 添付書類

- (1) 世帯の主たる生計維持者が亡くなられた、または重篤な傷病を負った場合  
→死亡診断書、医師の診断書等のコピー

※新型コロナウイルス感染症の影響について記載がない場合は減免の対象とはなりません。

- (2) 世帯の主たる生計維持者の事業収入等が減少する見込みである場合

#### ① 令和4年度分を申請する場合

- 令和4年中の事業収入等が減少する見込みであることが確認できる書類  
→給与明細書、事業収入にかかる収支台帳、通帳等のコピー
- 令和3年中の収入が確認できる書類  
→給与明細書、源泉徴収票、確定申告書等のコピー

#### ② 令和3年度分を申請する場合

- 令和2年中および令和3年中の収入が確認できる書類  
→給与明細書、源泉徴収票、確定申告書等のコピー

- (3) 世帯の主たる生計維持者が事業を廃止、失業された場合

→事業廃止届、離職届、退職証明、雇用保険受給者資格証等のコピー

ホーム>目次から探す>福祉・健康>高齢・介護>介護保険制度の仕組みとサービス>介護保険資格と介護保険料について>介護保険料>新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免の手続きについて